

長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、文化芸術の振興を図るため、長岡京市において広く市民の模範となる文化芸術活動又は事業に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市文化奨励事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内で活動している団体、サークル等で、代表者の住所又は事務所が市内にあること(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校又は各種学校に所属する団体等を除く。)
- (2) 活動実績があり、構成員の人数が10人以上であること。
- (3) 市民が加入しているものであること。
- (4) 市から他の補助を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 優れた芸術性・文化性を備え、長岡京市の文化振興に寄与するものであること。
- (2) 広く一般に公開されること。
- (3) 営利を主目的としたものでないこと。
- (4) 実施が確実であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条の事業を実施するために必要な経費のうち、公演または展示開催当日の会場使用料(技術料及び付属設備使用料を含む。)とする。ただし、開催日数が6日を超える場合における補助対象は、開催開始日から起算して6日以内とする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、予算の範囲内において定め、対象経費の2分の1以内とし50万円を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長岡京市文化奨励事業補助金交付申請

書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、当該年度の市長の定める日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(別記様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 団体等構成員表(別記様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請については単年度とし、継続して効力は発しないものとする。

3 申請に関する会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の可否を審査し、交付を決定したときは、長岡京市文化奨励事業補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業は、当該年度の3月20日までに完了すること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業には、当該事業の実施に際して作成する広報物に、長岡京芸術劇場のロゴマークを使用するとともに、「長岡京市文化奨励事業補助金助成事業」の記載を行うこと。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) その他市長が必要と認めること。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該申請にかかる補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更及び承認)

第9条 申請者が事業計画を変更するときは、長岡京市文化奨励事業補助事業計画変更承認申請書(別記様式第6号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認するときは、事業計画変更承認書(別記様式第7号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第10条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の末日のいずれか早い日までに、長岡京市文化奨励事業補助金事業終了報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記様式第9号)
- (2) 事業収支決算書(別記様式第10号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の事業終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市文化奨励事業補助金確定通知書(別記様式第11号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、長岡京市文化奨励事業補助金交付請求書(別記様式第12号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書を受け付けた場合は、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第13条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認められた者に対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、長岡京市文化奨励事業補助金概算交付請求書(別記様式第13号)に第7条第1項の交付決定通知書の写しを添付して、市長に請求しなければならない。

(交付取消し等)

第14条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 長岡京市補助金等交付規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不相当と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

2 前項の規定により交付決定を取消しする場合は、長岡京市文化奨励事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第14号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 市長は、第13条の規定により補助事業者が補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、その差額を返還させなければならない。

(延滞金)

第16条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、長岡京市補助金等交付規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(長岡京市文化奨励事業助成要綱の廃止)

2 長岡京市文化奨励事業助成要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

申請者住所

団体等名称

代表者氏名

㊟

連絡先（ ） ー

年度 長岡京市文化奨励事業補助金交付申請書

長岡京市文化奨励事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱第6条の規定により、必要書類を添付し申請します。

記

1 事業の名称

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1)事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2)事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3)団体等構成員表（別記様式第4号）
- (4)その他市長が必要と認める書類

年 月 日

事業実施計画書

団体等名称

事業の名称		
事業実施日時		
事業実施場所		
事業の概要		
	事業実施者数	
	観客数（見込み）	
事業の目的・効果等		
後援・協賛団体等		
備考		

※長岡京市又は長岡京市教育委員会が主催及び後援の催事に参加予定の場合は、その事業名を備考欄に記載すること。

年 月 日

事業収支予算書

収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
市 補 助 金		
団 体 等 負 担 金		
事 業 収 入		
他 団 体 補 助 金		
寄 附 ・ 協 賛 金		
雑 収 入		
合 計		

支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
対象経費		
当日分会場使用料		
計		
対象外経費		
当日外会場使用料		
報 償 費		
交 通 費		
印刷製本費及び消耗品費		
通 信 運 搬 費		
そ の 他		
計		
合 計		

※摘要欄には、内訳を記入し、積算基礎を明確にすること。

※市補助金予算額には、対象経費の1/2の額を記入すること。

年 月 日

団 体 等 構 成 員 表

団体等名称

番号	役職名	氏 名	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※この団体等構成員表は、補助金申請のために使用するものであり、目的外には使用しない。

第 年 月 日

様

長岡京市長

年度 長岡京市文化奨励事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業は、当該年度の3月20日までに完了すること。（事業完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の末日のいずれか早い日までに、事業終了報告書を提出すること。ただし、交付決定前に事業が完了した場合は、交付決定通知日から30日以内とする。）
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業には、当該事業の実施に際して作成する広報物に、長岡京芸術劇場のロゴマークを使用するとともに、「長岡京市文化奨励事業補助金助成事業」の記載を行うこと。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団体等名称

代表者名

Ⓔ

長岡京市文化奨励事業補助事業計画変更承認申請書

長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、事業計画の変更をしたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 申請及び交付年月日 申請 年 月 日
決定 年 月 日

3 変更理由

4 添付書類

- (1)変更後の事業実施計画書
- (2)変更後の事業収支予算書
- (3)その他事業に関する書類等

別記様式第7号（第9条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市文化奨励事業補助事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のあった事業計画の変更について、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更承認後の補助見込額 金 円
- 3 承認条件

別記様式第8号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団体等名称

代表者名

㊞

長岡京市文化奨励事業補助金事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1)事業実績報告書 (別記様式第9号)

(2)事業収支決算書 (別記様式第10号)

(3)その他事業に関する書類等

年 月 日

事業実績報告書

団体等名称

事業の名称		
事業実施日時		
事業実施場所		
事業の概要		
	事業実施者数	
	観客数	
事業の結果・効果等		
備考		

※印刷物等を作成された場合は添付して提出してください。

平成 年 月 日

事業収支決算書

収入の部

(単位:円)

区 分	決 算 額	摘 要
市 補 助 金		
団 体 等 負 担 金		
事 業 収 入		
他 団 体 補 助 金		
寄 附 ・ 協 賛 金		
雑 収 入		
合 計		

支出の部

(単位:円)

区 分	決 算 額	摘 要
対象経費		
当日分会場使用料		
計		
対象外経費		
当日外会場使用料		
報 償 費		
交 通 費		
印刷製本費及び消耗品費		
通 信 運 搬 費		
そ の 他		
計		
合 計		

※摘要欄には、内訳を記入すること。

※対象経費に係る領収書の写しを添付すること。

別記様式第11号（第11条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

長岡京市長

年度 長岡京市文化奨励事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市文化奨励事業補助金について、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第12号（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団体等名称

代表者氏名

㊞

長岡京市文化奨励事業補助金交付請求書

年 月 日付で確定通知があった標記の補助金について、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

別記様式第13号（第13条関係）

年 月 日

住 所

団体等名称

代 表 者 名

⑩

長岡京市文化奨励事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1)交付決定通知書の写し

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市文化奨励事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市文化奨励事業補助金について、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付決定の取消額

交付決定額 円

今回取消額 円

更正決定額 円

3 取消しをする理由